

## 安全保障理事会議長声明

「紛争後の平和構築」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2015年1月14日に開催された、安全保障理事会の第7359回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、紛争後の平和構築に関する安保理諸決議および安保理議長諸声明、とりわけS/PRST/2009/23、S/PRST/2010/20、S/PRST/2011/2、S/PRST/2011/41およびS/PRST/2012/29を想起し、そして紛争直後の時期における持続可能な平和および開発のための基礎としての平和構築の決定的な重要性を再確認する。

安全保障理事会は、紛争直後の時期における平和構築に関する事務総長報告書（S/2014/694）およびそこに含まれた国別の影響の証拠と教訓に感謝の念をもって留意する。

安全保障理事会は、平和構築が紛争から脱しつつある諸国における国際連合の努力の重要な要素であることを認識し、そして関係する国の具体的な必要性と状況を認識しつつ、持続可能な平和と安全が、人権に対する尊重を効果的に改善し、ジェンダー平等を先に進め、法の支配を強化し、そして紛争から脱しつつある諸国における経済的發展を先に進めるために欠くことのできない政治的な、安全上のそして開発の対処方法の中での一貫性に基づく、統合された持続的な対処方法を要求していることを再確認する。

安全保障理事会は、平和構築が成功することについての主要な責任が、紛争から脱しつつある国の、中央政府並びに市民社会を含む関連する地方関係者にあることを強調する。

安全保障理事会は、社会のあらゆる階層の必要性が考慮されることを確保するために国の平和構築過程と目的を先に進めることにおいて全てを含むことの重要性を強調する。

安全保障理事会は、国の主体的取組と指導力が持続可能な平和を確立する鍵であることを再確認し、そして紛争後の平和構築のための国家の優先事項と戦略を特定する国家当局の主要な責任もまた再確

認する。

安全保障理事会は、平和構築、とりわけ制度構築、国家権力の拡張および中心的な行政機関機能の再確立が、紛争から抜け出しつつある諸国において平和を効果的に構築しまた維持するために、持続的な国際的および国内の注意並びに財政的および技術的支援を、要求していることを強調する。安全保障理事会は、迅速且つ持続的な財政支援の提供における格差が、平和構築努力を邪魔し続けていることを認識する。安全保障理事会は、これらの格差を埋めることにおいて国際連合平和構築基金が果たす役割を歓迎しそして加盟国に対し、同基金および格差を再び満たすために紛争から脱しつつある諸国を支援する他の関連する複数援助提供者信託基金に拠出することを促す。

安全保障理事会は、国際連合および広範な国際社会の集団的平和構築努力における最近の成功を認識しそしてまた安保理を含む国際連合制度および広範な国際社会が、紛争への逆戻りの危険を予防するかまたは削減することにおいて直面してきた妨げや課題を認める。安全保障理事会は、紛争への逆戻りの根本的な原因を審議し続ける安保理の決意を表明する。

安全保障理事会は、平和構築構造の 2015 年再検討の成果および合意された職務内容に沿ってその十分な潜在能力を実行する目的で、国際連合制度の平和構築能力を、特に、能力を強化することにより、改善するためにその勧告の審議並びに平和構築構造の影響の審議を期待する。

安全保障理事会は、来るべき事務総長の和平活動の再検討と協力してまた共同作業で行われることになっている平和構築構造の再検討の必要性を強調する。

安全保障理事会は、武力紛争の予防と解決、平和および安全の維持、並びに紛争後の平和構築に関連があるあらゆる議論において女性の参加とジェンダー関連問題の審議を増やす必要性が継続していることを認識する。

安全保障理事会は、安保理決議 1645 (2005) を想起しそして平和構築構造における平和構築委員会の重要な役割を認めまた、特に、その諮問的役割を一層利用することにより、平和構築委員会との安保理の結び付きを強化する安保理の意欲を強調する。安保理は同委員会に対し、国の平和構築戦略と優先事項をめぐる相手方の政策との改善された一貫性と提携を改善することにおける更なる努力をする

こと、そして関与と国際金融機関、近隣諸国および地域的並びに準地域的機構との協力関係を確立することを通して、地域的および国際的な支援並びに効果的な対応を確保することを求める。安全保障理事会は、平和構築の地域的な側面の重要性および平和構築委員会により為された助言における関連した政策や国別の問題において、地域的關係者の関与や共同作業の必要性を強調する。

安全保障理事会は、安保理に対する平和構築委員会の諮問的役割が、安保理の議事日程議題にある諸国の現場での安保理の職務権限の実施に対するその貢献を念頭において、特に、高く評価されることに留意する。

安全保障理事会は事務総長に対し、平和構築委員会の見解を考慮しつつ、平和構築における女性の参加を増やすことに向けた進展を含む、紛争直後の時期における一層の国際連合平和構築努力について、2015年12月までに口頭説明することおよび遅くとも2016年12月までに安保理に報告書を提出することを要請する。